熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正 する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり改正することとする。

(提案理由)

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考:関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則

(平成20年熊本県教育委員会規則第5号)

(委任)

- 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教 育長に委任する。
 - (1) (略)
 - (2)教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること
 - (3)~(25)(略)
- 2 (略)

規則案の概要

1 規則の名称

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の必要性

県立学校の実習船の機関長の職の格付けについて、一般職員から役付職員に見直 すことに伴い、関係規定を整備する必要がある。

3 内容

- (1)県立学校の実習船の機関長の職の格付けについて、一般職員から役付職員に改める。(別表第1関係)
- (2) この規則は、令和6年4月1日から施行する。

熊	本									第			号																								\equiv	I	
			熊	本	県	₩.	学	校	職	員	0)	職	0)	設	置	に	関	す	る	規	則	(T)	_	部	を	改	正	す	る	規	則						\perp	\perp	
	熊	本	県	₩.	学	校	職	員	(T)	職	(T)	設	置	に	関	す	る	規	則	(昭	和	4	5	年	熊	本	県	教	育	委	員	会	規	則	第	1 8	3 5	到)
<i>(</i>)	_	部	を	次	(T)	ょ	j	に	改	正	す	る	0																								\perp	I	
	別	表	第	1	役	付	職	員	(T)	欄	中	Γ	船	長		(T)	次	に	Γ	機	関	長		を	加	え	,	同	表	備	考	中	Γ		幾	別	・	7	7
削	る	0																																				I	
			附		則																																\top	I	
		(T)	規	則	は		令	和	6	年	4	月	1	日	か	ら	施	行	す	る	0																\top	T	-
																																					Ŧ	Ŧ	7
																														Ī			Ì		Ì	Ť	Ť	Ť	7
																																				\exists	Ť	$\dot{\mp}$	\exists
																																					\pm	\pm	\exists
																																					+	 	\exists
																																				_	\pm	\pm	
																																				_	<u> </u>	_	
																																					<u> </u>	_	
																																						_	
																																						_	
																																					ᆜ	_	
																																					\perp		
																																							4
																																						\perp	
																																					\perp	Ι	
																																						I	
																																						I	
																																						I	
																																						I	
																		L																					\exists
																																				T	T	Ŧ	7
																																					一	Ť	7
																'				· 																	$\dot{\top}$	$\dot{\top}$	7
																																					\pm	$^{\perp}$	7
																																				_	\pm	\pm	\exists
				_													_	_	 	<u> </u>				_													\pm	$^+$	\exists
									_										_			Ш																	\exists

熊本県立学校職員の職の設置に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第18号)新旧対照表

	旧		新								
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)									
役付職員	一般職員		役付職員	一般職員							
審議員	主任事務職員		審議員	主任事務職員							
主任事務長	主任学校図書館事務職員		主任事務長	主任学校図書館事務職員							
事務長	主任技師		事務長	主任技師							
事務主幹	事務職員		事務主幹	事務職員							
事務主査	学校図書館事務職員		事務主査	学校図書館事務職員							
技術主査	技師		技術主査	技師							
船長			船長								
備考 技師とは、学校:	栄養職員、航海士 <u>、機関長</u> 、機関士、通信士、甲		機関長								
板長、甲板員、機関員	及び司厨業務に従事する者をいう。		備考 技師とは、学校学	栄養職員、航海士、機関士、通信士、甲							
			板長、甲板員、機関員及び司厨業務に従事する者をいう。								